

## 観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 観光・地場産業振興支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地場産業及び観光の振興を図ることを目的とし、一般財団法人山梨県地場産業センター(以下「センター」という。)が行う観光・地場産業振興支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。

### (補助金交付の対象となる経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請等)

第4条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 センターは、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうち、適正と認めるときは必要な条件を付けて補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)をセンターに通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### (申請の取り下げ)

第6条 センターは、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 センターは、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる各経費間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 センターは、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 センターは、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 センターは、補助事業が完了した日若しくは第8条の規定による中止(廃止)の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 事業別内訳書
- (4) 実施状況を確認できる写真、成果品等
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 センターは、前項の規定により報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の規定により報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに通知するものとする。

2 知事は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.75%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 センターは、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様

式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 センターは、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 センターは、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 附 則

1 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。なお、改正後の要綱は、その施行の日以後に交付決定する補助金について適用し、施行の前日に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率
地場産業まつり事業	賃金（販売補助員等）	当該経費の4分の1以内
	報償費（看護師等）	
	需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）	
	役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料、警備費等）	
	使用料及び賃借料	
観光振興事業	旅費（販売店等訪問）	
	需用費（消耗品費、印刷製本費）	
	役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料等）	
じばサンデー実施事業	需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）	
	役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料、警備費等）	
	使用料及び賃借料	

(様式第1号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により交付申請します。

- 1 事業の目的
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業対象経費 別紙のとおり
  - (2) 補助金交付申請額
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支予算書

(様式第2号)

第 年 月 日  
号

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 殿

山梨県知事 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金については、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件をつけて交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第 号をもって申請があった補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業者は、山梨県補助金等交付規則及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。

(様式第3号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金に係る  
補助事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助事業の内容  
(経費の配分)を次のとおり変更したいので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第  
7条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

(様式第4号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金  
に係る中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業を中止(廃止)したいので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 中止(廃止)する理由

2 中止の期間(廃止の時期)



(様式第5号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金  
に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助事業  
について、次のとおり事故があったので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第9条  
の規定に基づき報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に要する経費
- 5 補助事業遂行及び完了の予定

注) 理由書を添付すること。

(様式第6号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業を完了したので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 概算払受領年月日 平成 年 月 日

3 概算払受領金額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 事業別内訳書
- (4) 実施状況を確認できる写真・成果品等

5 支払方法

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_ 口座名義 \_\_\_\_\_

取引店名 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

預金種別 ( 1 普通 2 当座 )

(様式第7号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度観光・地場産業振興支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、次のとおり概算払を受けたいので、観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額	既概算払 交付額	差引額 - =	今回概算 請求額	備考

3 概算払請求の理由

4 支払方法

振替先金融機関名 \_\_\_\_\_ 口座名義 \_\_\_\_\_

取引店名 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

預金種別 ( 1 普通 2 当座 )

(様式第8号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

一般財団法人山梨県地場産業センター  
理事長 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

観光・地場産業振興支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金額（知事が補助金の額を確定し通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円
1. 別紙として積算の内訳を添付すること。		